

航空宇宙産業競争力維持支援事業費助成金に係る運用について

(目的)

1) この運用は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター航空宇宙産業競争力維持支援事業費助成金交付要領（以下「要領」という。）に基づく助成金の事務を適正かつ円滑に実施するためこれを定める。

(助成対象事業)

2) 助成金の交付対象となる事業は、要領第3条に掲げる事業とする。

(助成金対象経費)

3) 助成対象経費は、次の(1)～(3)の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 交付決定日以降で助成対象期間内に発生した経費
- (3) 証拠資料等によって金額が確認できる経費

(助成対象経費の詳細)

4) 助成対象経費は次に掲げる経費であり、その執行については留意するものとする。

4) - 1 助成対象となる経費

① J I S Q 9 1 0 0 更新審査料または定期審査料のうち以下のもの。

- ・ 審査機関に支払う審査受審料。
- ・ 岐阜県内に所在する事業所にかかるもの。

※岐阜県外の事業所にかかるものは助成対象外とする。岐阜県外の事業所と一括して審査を受審する場合は、受審対象事業所数で案分し、岐阜県内の事業所に相当する割合を助成対象とする。

- ・ 交付決定後、令和4年3月31日までの間に審査を受審するもの。

※ただし、別途「事前着手理由書」を提出し、これを、事業の性格上又はやむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合はこの限りではない。

②その他、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）理事長が特に必要と認める経費

4) - 2 助成対象とならない経費

上記(1)から(3)に掲げる経費以外は、助成対象外とする。

また、上記(1)～(3)に掲げる経費においても下記に該当する経費は助成対象外とする。

- ①消費税及び地方消費税
- ②経費の支払い時に発生する振込手数料

(相手方が振込手数料を負担した場合は、その分相手方が値引きしたものとみなし、値引き後の金額が対象となる)

- ③助成対象経費と他の経費との区分ができないもの(他の経費と一括で請求され、明細書等による内訳の確認ができない場合等)
- ④証拠書類が整わないもの(あて先が明記されていない書類を含む。)
- ⑤その他、財団が不相当と判断した経費

(助成対象経費全般にわたる留意事項)

5) 支出関係の必要書類の整備等に係る留意事項について

- ①原則として、全ての経費について契約相手方から債務の履行を受ける前に当該経費の支払いをする「前金払い」は行わないこと。
- ②契約相手方から「見積書」「請求書」「領収書」を徴収すること。見積書については、申請時に添付したものと別に、新たに徴収すること。また領収書については「金融機関振込依頼書の控え」等、支払いが証明できる書類にてこれに代えることができる。
- ③見積書、請求書、領収書の宛先は助成対象事業者とすること。
宛先が助成対象事業者名でない場合、または明記されていない場合は助成対象外とする。
- ④見積書、請求書、領収書には、日付と発行業者の押印があること。(発行業者の押印・日付が記載されていない関係書類に係る支払いは対象外経費とする。)
- ⑤経費の支出に際しては、銀行振込を原則とする。なお、銀行振込による振込手数料は助成対象外とする。

(事前着手の条件)

6) 要領第5条の「事業の性格上又はやむを得ない理由」とは、所有しているJISQ9100の更新審査の受審期限または定期審査の受審期限が、当該助成金交付年度の4月1日以降、交付決定日前までの間である場合、またはその他理事長が認めた場合とする。

(助成限度額)

7) 助成額の上限は、1社あたり60万円とする。

(助成率)

8) 助成率は助成対象経費の2/3以内とする。

附 則

この運用は令和2年度の助成事業から適用する。

附 則

この運用は令和3年度の助成事業から適用する。

